

## 公立大学法人広島市立大学事務分掌規程

平成22年4月1日

規程第5号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学定款（以下「定款」という。）、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号。以下「組織規則」という。）及び広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する広島市立大学（以下「大学」という。）の事務を処理するため必要な組織について定めるものとする。

### (組織の構成等)

第2条 前条の組織を構成する内部組織、分掌事務及び職制については、定款、組織規則及び学則で別に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。ただし、臨時的な事務を処理するために設けるものについては、この限りでない。

### (内部組織)

第3条 法人及び大学の所掌事務を処理する内部組織を次のとおり設置する。

#### 事務局

企画室

総務室

教務・研究支援室

学生支援室

### (分掌事務)

第4条 事務局企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。
- (2) 法人及び大学の運営に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
- (4) 自己評価に関すること。
- (5) 秘書に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 入学者の募集及び選考に関すること。

(8) 入学検定料及び入学料に関すること。(研究生及び科目等履修生に係るもの  
を除く。)

2 事務局総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の人事、給与、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (2) S Dに関すること。
- (3) 規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 危機管理に関すること。
- (5) 文書及び公印の管理の総括及び運用に関すること。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (7) 入学式及び卒業式に関すること。
- (8) 施設管理に関すること。
- (9) 施設及び設備の整備に関すること。
- (10) 事務の進行管理及び事務改善に関すること。
- (11) 予算及び決算に関すること。
- (12) 資金管理に関すること。
- (13) 取引金融機関に関すること。
- (14) 支出に係る審査に関すること。
- (15) 現金（有価証券を含む。）及び基金の出納管理に関すること。
- (16) 契約に関すること。
- (17) 監査に関すること。
- (18) 固定資産等の取得、管理及び処分の総括に関すること。
- (19) 法人の経営分析に関すること。
- (20) 前各号に掲げるもののほか、事務局他室の主管に属しない事項に関すること。

3 事務局教務・研究支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教務に関すること。
- (2) 学芸員資格の取得及び教育職員免許に関すること。
- (3) 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生に関すること。
- (4) 学位論文審査手数料に関すること。
- (5) F Dに関すること。
- (6) 学部、研究科及び広島平和研究所の運営支援に関すること。
- (7) 学部及び広島平和研究所の教授会並びに研究科委員会に関すること。

- (8) 教育研究費に関すること。
- (9) 図書館資料の収集、整理及び保存並びに利用に関すること。
- (10) 広島平和研究所、附属図書館、語学センター、情報処理センター、芸術資料館及び社会連携センターに関すること。

4 事務局学生支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学生に関すること。
- (2) 授業料に関すること。
- (3) 奨学金に関すること。
- (4) 保健管理室に関すること。
- (5) 学生寮及び国際学生寮に関すること。
- (6) 国際交流推進センターに関すること。
- (7) キャリアセンターに関すること。
- (8) 後援会及び同窓会の支援に関すること。

(職制)

第5条 事務局に事務局長を置き、必要があるときは、事務局に事務局次長及び担当部長を置く。

2 室に室長を置き、必要があるときは、室に担当室長、主幹、専門員又は室長補佐を置く。

3 室に主任を置き、必要があるときは、主査又は主任技師を置く。

(事務分担)

第6条 前条に定める職員以外の職員の事務分担は、所属長が定める。

(関連する事務の分掌)

第7条 2以上の組織に関連する事務は、最も関係の深い組織において分掌するものとする。

2 前項に規定する組織は、関連する組織と相互に連携して事務を行わなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、法人及び大学の事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。